

奈良県教育委員会教育長訓令第五号

県立学校

奈良県立高等学校等職員安全衛生管理規程（平成八年三月奈良県教育委員会教育長訓令第七号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月八日

奈良県教育委員会教育長 富岡 将人

第十八条中「の指示を受けて、第八条に規定する健康管理医」を削り、同条ただし書を削る。

第十九条第一項中「健康管理医」を「総括安全衛生管理者」に、「総括安全衛生管理者にその旨を通知しなければ」を「受診者名簿を作成し、職員にその旨を周知し、定められた期日又は期間内に健康診断を受けさせなければ」に改め、同条第二項を削る。

第二十条ただし書中「を経て、健康管理医」を削る。

第二十四条の見出しを「（要休業者に与える休暇）」に改め、同条第一項中「要療養の」を「要休業の」に、「要療養者」を「要休業者」に、「療養休暇」を「負傷又は疾病による療養のための特別休暇（次項において「療養休暇」という。）」に改め、同条第二項中「要療養者」を「要休業者」に改め、「以内に、」の下に「再び」を加える。

第二十五条に次の一項を加える。

4 職員は、健康診断の結果を健康診断個人票に添付しなければならない。

第二十六条中「健康診断を実施したときは、その結果」を「指導区分及びその決定時に付した意見」に改める。